

# 介護保険の福祉用具

## 1 介護保険の給付対象となる福祉用具の種類

介護保険制度で利用できる福祉用具には、借りて利用するものと、購入するものがあります。

### (1) 借りて利用する福祉用具

要介護状態区分に応じた支給限度基準額の範囲内で福祉用具を借り、レンタル料の1割を支払います。利用にあたっては、居宅介護サービス計画の作成が必要になります。

#### 車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

車いす付属品（クッション又はパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ）

#### 特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの

ア 背部又は脚部の傾斜角度が調節できる機能

イ 床板の高さが無段階に調整できる機能

特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル）

#### じょく瘡予防用具

次のいずれかに該当するものに限る

ア 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット

イ 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

#### 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

手すり（工事を伴うものは除かれる。）

スロープ（工事を伴うものは除かれる。）

#### 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 2輪、3輪、4輪のものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの

イ 4脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

認知症老人徘徊感知機

認知症老人が、屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの  
移動用リフト（つり具の部分を除く。）

床走行式、固定式又は据え置き式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）

車いす付属品及び 特殊寝台付属品については、本体と一体的に利用する場合には、単独で貸与することができます。

## **（２） 購入する福祉用具**

要介護状態区分に関わらず、１年間に１０万円（自己負担１万円＋保険給付９万円）の範囲で福祉用具の購入ができます。

購入に際しては一旦全額自己負担をして、後で申請により須賀川市から、費用の９割が指定の口座へ振り込まれるようになります。

平成１８年４月１日からの制度改正により、指定居宅サービス事業者として、都道府県知事の指定を受けた販売事業者以外からの購入には支給ができなくなりました。

腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

ア 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの

イ 洋式便器の上に置いて高さを補うもの

ウ 電動式又はスプリング式で便座から立ちあがる際に補助できる機能を有しているもの

エ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

特殊尿器

尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。

ア 入浴用いす（座高の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。）

イ 浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。）

ウ 浴槽内いす（浴槽内に置いて利用することができるものに限る。）

エ 入浴台 （浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。）

オ 浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。）

カ 浴槽内すのこ（浴槽内に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。）

#### 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

#### 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

福祉用具購入費については、福祉用具購入前に、市に見積書を提出し、支給要件や支給限度額の残額について確認を受けることにより受領委任払いによる給付（利用者は 1 割を負担し、市が販売事業者に 9 割を支払う）ができますので、詳細は事業者、介護支援専門員、市の窓口で確認してください。

## 2 福祉用具Q & A

厚生労働省介護保険Q & A等から抜粋 ( は須賀川市による注釈 )

### ( 1 ) 福祉用具貸与について

#### 【車いす付属品、特殊寝台付属品のための貸与について】

車いすや特殊寝台を所有又は貸与されている場合に、身体の状態の変化等により必要がある場合には、付属品のみを追加して貸与を受けることも可能だと考えるがよいでしょうか。

貴見のとおりです。

既存の車いすや特殊寝台との接続等、福祉用具の使用にあたっては安全性に十分考慮しなければなりません。

#### 【車いす付属品、特殊寝台付属品のための貸与について】

車いす付属品及び特殊寝台付属品を本体と別の事業者から貸与されても介護保険の対象とできるか。

車いす付属品及び特殊寝台付属品について、介護保険制度の開始当初は一体的に貸与されるものに限って介護保険の対象となっていたが、平成12年12月1日付けの改正によって、一体的に使用される場合であれば介護保険の対象となりました。つまり、本体を貸与した事業者と別の事業者から付属品を借りた場合についても介護保険の対象となります。

#### 【昇降機等の設置について】

スロープを設置できない場合、スロープにかえて使用する昇降機等は給付対象とならないか。

昇降機については、現在、福祉用具貸与の対象にも住宅改修の対象にもなっておりません。

#### 【同一品目の複数レンタルについて】

同一品目の福祉用具を複数レンタルすることは可能と考えてよいでしょうか。(たとえば、中用と外用の2つの車椅子をレンタルする場合など)

可能です。

利用者においても自己負担が増加するなど弊害もあるため、効果とコストを比較考慮し、適切なアセスメントに基づいて、やむを得ない場合に限り利用することが必要です。

#### 【レンタル料金の設定について】

利用料については搬出入料を含めることになるが、6ヶ月の貸与期間で、搬出入料を1月目にまとめ、後の5ヶ月間については平準化した料金を設定することは可能か。

搬出入料は、レンタル価格に包括して平準化することとしており、初月に搬出入料をまとめることは、平準化しているとはいえないことからできないと考えられます。

**【月途中での変更について】**

月途中のサービスの提供の開始及び中止の場合について報酬の算定は日割りで行ってよいか。

貸与期間が1月に満たない場合の取扱いについては指定事業者の任意に任されており、日割り計算を行うことも可能です。ただし、指定事業者は、その算定方法を運営規程に記載する必要があるとともに利用者に対して事前に説明を行い同意を得ることが必要です。

**(2) 特定福祉用具購入について**

**【腰掛便座の購入について】**

腰掛け便座は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど、高額なものもあるが、特に制限はないのか。

給付対象となる福祉用具の取扱いについては、平成12年1月31日老企第34号に示されており、この取扱いに該当すれば家具調のもの等額にこだわらず、給付対象として差し支えありません。

**【限度額管理における起算日について】**

福祉用具購入費の限度額管理期間は、毎年4月1日からの12月間とされており、3月に認定申請をしたものが、3月、4月に各10万円、すなわち連続する2ヶ月間に合計20万円の支給を受けることも可能ですか。

可能です。

購入日で年度区分を判断するので留意してください。

**【部品のみの購入について】**

介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるでしょうか

福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となります。

腰掛便座のパケツのみの購入について支給実績があります。

**【消費税について】**

「特定福祉用具の購入の支給」及び「福祉用具貸与のうち身障者物品に係わないもの」については消費税が係りますが、仮に特定福祉用具の価格が30,000円（消費税含まず）の場合、介護保険からの償還払いの金額の算定基礎は、消費税抜きの30,000円となるか、または消費税込みの31,500円になるか。（消費税部分についても保険給付があるという考え方でよいか。）

消費税についても保険給付の対象となります。

【端数調整について】

「福祉用具購入費の支給」において、購入金額が1円単位で発生し、償還払いとなる自己負担分（1割負担分）に1円未満の端数が発生した場合の処理方法について、四捨五入で処理すればよろしいでしょうか。

自己負担額の算定については、他のサービスと同様の考え方であって、購入に要した費用に100分の90を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）を購入に要した費用から除して得た額が自己負担額のため、1円未満の端数は切り捨てとなります。

【すのこの解釈について】

浴室すのこについては、平成12年1月31日付け老企第34号において、「浴室において浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る」となっているが、段差の解消を目的とした滑り止めマットについても購入の対象として良いのか。

滑り止めマットについては、浴室すのこには該当しないものと考えます。

滑り止めマットは滑り止めが主目的であり、段差解消が主目的ではありません、段差解消になるとしても、それは副次的な効果と思われます。

【特殊尿器の解釈について】

しびんは特殊尿器として福祉用具購入費を支給することは可能か

特殊尿器については「尿が自動的に吸引されるもの」としているので、しびんは対象となりません。

【特殊尿器の解釈について】

福祉用具における特殊尿器について、手動式（尿が自動的に吸引されるものではない）のものについては、平成12年1月31日付け老企第34号通知の種目に該当しないものとして解してよいでしょうか。

貴見のとおりです。

【告示の用語の定義について】

平成11年厚生省告示第94号について、「厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」であるが、文中の購入費等の「等」は何を意味するのでしょうか。用品の搬入費や製品加工料を示しているものであるのか。

告示にある「等」は、居宅支援福祉用具購入費を示しているものです。

平成18年4月1日以降は「支援」を「介護予防」に読み替えます。

【施設入所者、入院中の者の取り扱いについて】

指定介護療養型医療施設に入院している場合は、介護保険の施設サービスを受けており、福祉用具貸与・購入のサービスについて介護報酬は算定することはできないと考えるがどうでしょうか。また、指定を受けていない医療機関に入院している場合についても介護保険の施設サービスは受けていないが、本来入院中の者の福祉用具等については医療機関において提供されるべきものであり、この場合も福祉用具貸与・購入のサービスについて介護報酬を算定できないと考えるがいかがでしょうか。

貴見のとおりです。

【被保険者の支給前の死亡について】

福祉用具購入費の支給申請を行っていた被保険者が、給付費の支給を受ける前に死亡した場合、介護保険法上は特段の規定がないので、民法の相続の規定に基づいて支給することとなると考えるのがいかがでしょうか。

貴見のとおり支給可能です。

【送料の取り扱いについて】

福祉用具購入について、利用者が通信販売等で購入する場合、送料が別途請求されることがあります。福祉用具購入に伴う送料は、支給の対象にならないと考えますがいかがでしょうか。

貴見のとおりです。

通信販売等で購入する場合であっても、購入事業者は特定福祉用具販売事業者の都道府県知事の指定を受けていなければならないので、購入前に確認が必要と思われます。

【福祉用具が必要な理由の記入者について】

福祉用具購入費支給申請書内の「福祉用具が必要な理由」の記入は、介護支援専門員が記入することが適当と考えるが、福祉用具購入のみを希望する場合等、介護支援専門員が関わっていない人の場合、誰が記入するのが適当か。

住宅改修費と異なり、規則上、「福祉用具が必要な理由」を介護支援専門員等が記入することは求められておりませんので、本人またはその家族が記入すべきであると考えます。

（３）平成１８年４月１日改正関係について

【福祉用具貸与について】

福祉用具貸与費の算定については、認定調査の直近の結果を用い、その要否を判断することとされているが、認定調査結果にかかわらず、サービス担当者会議等の結果を踏まえ、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者（＝須賀川市）が必要と認めた場合には、支給することは可能か。

福祉用具貸与費の算定における状態像については、介護給付費分科会において、要介護認定の認定調査における基本調査の結果を活用して客観的に判断することが求められており、認められない。

なお、車いす、移動用リフトの一部（段差解消機）では、該当する基本調査結果がないため、サービス担当者会議等の結果で判断する場合がある。

21 【福祉用具貸与について】

利用者が、あきらかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者（＝須賀川市）が必要と認めた場合には、支給することは可能か。

一般的には直近の認定調査結果が実態と乖離していることはあり得ないが、仮に、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。

**22【福祉用具販売について】**

施行日(平成18年4月1日)以降、指定を受けていない事業者で利用者が特定福祉用具を購入した場合であっても、当分の間、保険者(=須賀川市)の判断で福祉用具購入費を支給することは可能か。

認められない。

特定福祉用具販売は、今回の改正により、福祉用具専門相談員が関与する「サービス」として位置づけられたものであり、その「サービスの質」が担保されない「購入」に対して福祉用具購入費を支給することは認められない。

**23【福祉用具販売について】**

居宅サービス計画が作成されていない場合、福祉用具専門相談員は「特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類」を確認することとされているが、これらの書類はどのようなものか。

「特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類」とは、利用者が福祉用具購入費の申請の際に保険者(=須賀川市)へ提出する必要な理由等を、福祉用具専門相談員がそのサービス提供の必要性も含めて確認するための書類であり、様式及び作成者は任意である。

**(4)平成18年4月1日改正関係における県のQ & A**

**24【経過措置期間中の手続きについて】**

要介護1の利用者にベット等を貸与していた場合、9月までの利用に関して主治医等からの意見の聴取は必要か。また、10月から例外的に利用する場合も、主治医等からの意見の聴取が必要となるか。

平成18年9月までの利用についてあらためて主治医の意見を得る必要はありません。10月以降の例外的な利用については品目により主治医からの情報が必要となります。

**25【経過措置の対象者について】**

経過措置の6ヶ月間継続レンタルについて。4月以降の認定で要支援1,2となった場合も9月末日まで継続レンタル可能か。

平成18年3月31日にレンタルを受けていた場合には、9月末までのレンタル継続が可能です。

**26【例外規定の対象者の判断について】**

要介護1の利用者が、特殊寝台及び特殊寝台付属品を利用する事由として、心疾患や呼吸器疾患のために背上げ機能を必要とする場合、認められるか。

要支援1・2、要介護1の利用者への特殊寝台等の貸与は対象外ですが、例外規定があります。なお、設問の場合、日常的に起きあがりまたは寝返りが困難でない場合には対象外です。

**27【貸与対象外となった場合の対応について】**

現在貸与を受けている福祉用具が、今後貸与の対象外となる場合、ケアマネとしては自費購入やレンタルを勧めるべきか。

認定の結果、貸与の対象外となった福祉用具について、自立支援に効果を上げる観点から定められたものであり、基本的には自費購入・レンタルを勧めるべきではありません。本人・家族が自費購入等をあくまでも希望する場合には、本人・家族の責任によるものでやむを得ないと考えます。

**28【保険者の権限について】**

要支援・要介護1の者に、貸与の対象外となっている品目を、保険者（＝須賀川市）の判断で貸与することは可能か。

できません。国の質疑応答 平成18年4月改訂関係Q&A（Vol.2）問44 を参照下さい。  
平成18年4月改訂関係Q&A（Vol.2）問44 は前記 のとおり。

**29【例外的な対象者の判断基準について】**

10月以降、例外的な利用については品目により主治医からの情報が必要とあるが、これは主治医からの意見があれば貸与可能ということか。

例外的な対象者の判断を行うにあたって、該当する基本調査項目がない場合（車いす及び車いす付属品、移動用リフト）には、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員を含めたサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断することとなります。

**30【助言者の定義について】**

要介護1及び要支援者に貸与対象外品目をレンタルする場合、「軽度者の状態像について適切な助言が可能な者」とあるが、これは家族でもいいのか、それとも専門的な知識を有する者（例：PT,OT,Nr等）をさすのか。

後者を想定しています。軽度者に対して、対象外品目をレンタルすることとなるので、専門的な立場で助言できる方（特に職種は定められていません）にサービス担当者会議に参加してもらうことが必要です。

**（５）平成18年4月1日改正関係における須賀川市のQ & A**

**31【経過措置期間について】**

経過措置対象者が、経過措置期間中に入院した場合、経過措置の対象から外れるのか。

経過措置対象者が、経過措置期間中に入院しても、福祉用具貸与の契約が継続していれば、退院後も経過措置の対象からは外れません。なお、入院期間中の福祉用具貸与は保険給付の対象になりませんので原則として日割りでの請求となります。

**32【経過措置期間について】**

経過措置対象者が、改正介護保険法施行日の前後に入院していた場合も、経過措置の対象となるのか。

経過措置対象者が、改正介護保険法施行日の前後に入院していても、福祉用具貸与の契約が継続していれば、退院後は経過措置対象者となります。なお、入院期間中の福祉用具貸与は保険給付の対象になりませんので原則として日割りでの請求となります。

**33【経過措置対象者について】**

4月1日から9月30日までの間に、「要介護2」の利用者が「要介護1」へ区分変更された場合、新たに「要介護1」となった認定日以降においても、経過措置の対象となるのか。

平成18年4月1日以前から福祉用具貸与を受けていた「要介護2」の利用者が、経過措置期間中に「要介護1」となり、その者の状態が厚生労働大臣の定める状態像に該当しない場合は、経過措置対象者となります。（厚生労働大臣の定める状態像にあれば経過措置に関係なく対象外種目であっても貸与は可能となります。）

**34【経過措置対象者について】**

経過措置対象者が、経過措置期間中に、「要介護1」から「要支援2」へ区分変更された場合も、経過措置対象者となるのか。

経過措置対象者が、経過措置期間中に区分が変更になっても、引き続き経過措置の対象になります。

**35【経過措置期間中の追加貸与について】**

経過措置対象者が、経過措置期間中に新たな対象外種目を追加で貸与することは可能か。

経過措置の対象者で、経過措置期間中に新たに対象外種目を経過措置として追加で貸与することはできません。ただし、追加する対象外種目における厚生労働大臣が定める状態像にある方であれば貸与は可能です。

**36【経過措置期間中の機種変更について】**

経過措置対象者が、経過措置期間中に貸与を受けている対象外種目について機種の変更を行うことは可能か。

機種の変更は、同目的の貸与品目に限られる。

経過措置の対象者で、経過措置期間中に対象外種目の機種を変更することは可能です。

**37【経過措置期間中の異動について】**

経過措置対象者が、経過措置期間中に転居をして、保険者が変わっても引き続き経過措置の対象となるのか。

須賀川市では、経過措置の対象者が、他の市町村から須賀川市へ転入してきた場合であっても経過措置の対象となりますが、須賀川市から他の市町村へ転出された場合は、転出先の市町村で確認してください。

38 【基本調査結果の確認方法について】

厚生労働大臣の定める状態像にあれば経過措置に関係なく対象外種目であっても貸与は可能となるが、状態像の確認に必要となる「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年3月24日付厚生省告示第91号)別表第1の認定調査票(以下、「基本調査の結果」という)の確認はどのように行うか。

当該利用者の担当である居宅介護(介護予防)支援事業者から、「基本調査の結果」について必要な部分(実施日時、調査対象者の調査時点での状態の確認、本人確認ができる部分、基本調査の回答で調査対象者の状態像の確認ができる部分)の写しの内容が確認できる文書を入手して「基本調査の結果」の確認を行うこととなります。なお、確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければなりません。

39 【基本調査結果がない場合の判断基準について】

車いす及び車いす付属品、移動用リフトの利用者が「厚生労働大臣が定める状態像」にあるかどうかの判断において、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については該当する「基本調査の結果」がないが、その際の具体的な判断基準はあるのか。

「基本調査の結果」がない場合、主治医からの情報や福祉用具専門相談員のほか当該利用者について適切な助言が可能な者の参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護(介護予防)支援事業者が判断することとされているが、福祉用具貸与は日常生活の自立支援を目的としたサービスであり、福祉用具を用いることで、利用者が持っている能力を使って自分で行う行為の幅を広げ、生活機能の向上を図ることが目的であり、これらの趣旨を踏まえたとうえで、利用者の生活状況や解決すべき課題等から個別に判断することとなります。例えば、長時間歩行する体力がない方等は、一律に車いすを利用して日常生活の便宜を図るのではなく、デイサービス等を利用して体力強化を図るなどの他の支援方法についても検討をすることが結果として利用者の利益になるものと思われます。

40 【日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者の定義について】

「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とはどのような状態にある者か。

通院時などに長時間の歩行が困難である場合など、利用者の日常生活において、車いすを使用しないと利用者の日常生活圏内の移動に支障が出るような方となります。ただし、自立支援の観点から、車いすを利用することでかえって自立を阻害するような状態像にある方は除きます。

41 【生活環境において段差の解消が必要と認められる者の定義について】

「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」とはどのような状態にある者か。

利用者の日常生活において、移動用リフトがないと利用者の移乗・移動動作に支障が出るような方となります。さらに、住宅改修における段差解消工事、手すり設置工事等の他の支援方法では解決が見出せない方となります。ただし、自立支援の観点から、移動用リフトを利用することでかえって自立を阻害するような状態像にある方は除きます。

42【対象外種目貸与の要件について】

当該利用者が「厚生労働大臣が定める状態像」ではないが、治療上の理由などにより主治医から対象外種目の使用を薦められた場合であれば対象外種目であっても貸与は可能か。

「厚生労働大臣が定める状態像」に該当しない利用者については、対象外種目を貸与することはできません。

43【レンタル事業者について】

福祉用具貸与事業者の移転や廃業にともない、事業者側から機器の回収を求められた場合、他の福祉用具貸与事業者から再貸与することは可能か。

上記のような事業者側の理由による場合は、同一種目（オプション含む）で同目的であれば再貸与可能です。

44【付属品のための貸与について】

特殊寝台又は普通のベットを既に所有されている場合で、特殊寝台付属品のための貸与を行う場合は、10月以降も継続して貸与可能か。

「特殊寝台」と「特殊寝台付属品」は一体的に貸与するものではないが、「特殊寝台」と「特殊寝台付属品」は使用目的は同義であり、「厚生労働大臣が定める状態像」に該当しない利用者については、貸与することはできません。また、普通のベットに特殊寝台付属品を使用することは安全上も不適切な使用であると思われます。